

# 津久見市議会 議会政策研究会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、津久見市議会基本条例（平成26年津久見市条例第28号）第19条に規定する津久見市議会政策研究会（以下「研究会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (研究事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 政策的条例案の策定に関すること。
- (2) 市長に対する政策提言に関すること。

## (組織)

第3条 研究会の会員の定数は、6人とする。

2 前条の研究事項内容により、定数は増減することができる。

## (会員の任期)

第4条 会員の任期は、1つの研究事項の調査研究の終了までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長1人を置き、会員の互選により選出する。

- 2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長及び副会長の任期は、会員の任期による。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 研究会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 研究会は、会員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 研究会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、研究会に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (議長及び副議長)

第7条 議長及び副議長は、研究会の審議状況を把握するため、研究会に出席するものとする。

- 2 議長及び副議長は、研究会において発言することができる。ただし、討論及び表決に加わることはできない。

(オブザーバー)

第8条 議員は、研究会にオブザーバーとして出席することができる。

2 オブザーバーは、会長の許可を得て発言することができる。ただし、討論及び表決に加わることはできない。

(傍聴の取扱い等)

第9条 研究会は、議員のほか、会長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 会長は、必要があるときは傍聴人の退場を命ずることができる。

3 研究会は、その議決で秘密会とすることができる。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、議会事務局において行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。